

相続税の申告状況 100人亡くなって課税されるのはたった4人！

平成 23 年度税制改正に定められていた「相続税基礎控除の減額」は、見送られることになりました。では相続税の申告割合は、全国でどれくらいの件数なのでしょう？

相続税の基礎控除・・・5000万円 + 1000万円×法定相続人の人数

(例) 相続人が配偶者と子供 2 人の場合・・・5000万円+1000万円×3人=8000万円
このケースですと、課税相続財産（財産から債務を差し引いた純財産）が基礎控除（8千万円）を超える場合のみ申告対象になることとなります。

国税庁より発表されている相続税申告状況等は次の通りです。

1 相続税の申告状況（平成 20 年分）

- ①平成 20 年中の被相続人・・・約 114 万人
- ②相続税の申告対象となった被相続人・・・約 4 万 8 千人
- ③申告対象となる割合・・・②÷①=**4.2%**

従って、100 件の相続が発生して、税務署に申告しなければならないケースはたった 4.2 件だけという実態なのであります。

2 相続税の申告状況（平成 22 年事務年度）

- ①実施した税務調査の件数・・・13668 件
- ②申告漏れ等の非違があった件数・・・11276 件
- ③非違割合・・・②÷①=**82.5%**

3 申告漏れの内容（平成 22 年事務年度）

- ①申告漏れの財産の 1 件あたりの平均額・・・2922 万円
- ②申告漏れの財産の内訳は、現金預金 33.8%・有価証券 16%・土地 18.3%
- ③追徴税額（加算税を含む）の 1 件あたりの平均額・・・583 万円

今後、相続税の基礎控除が減額されると、申告する割合も増加し身近な税金になるかもしれません。

気になるのは、どのくらいの割合で税務調査にはいるのかですが、
おおよそ **30%** (13668÷48000⇒28.47%) が、税務調査割合になります。